

平成24年度有害鳥獣被害防止施設設置事業 幸野守ろう会防除柵資材購入業務
特記仕様書

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この仕様書は下記の事業に適用する。

- (1) 事業名：平成24年度有害鳥獣被害防止施設設置事業
- (2) 業務名：幸野守ろう会防除柵資材購入業務
- (3) 納品場所：京丹波町 幸野 地内

(適用の範囲)

第2条 資材の仕様にあたっては、設計書、契約書、本仕様書を遵守しなければならない。
また、資材の納品については、指定する納品場所別に資材を分け、期限内に納品しなければならない。詳細は契約締結後に別途指示する。

(資材材料)

第3条 資材の材料は、電気柵本体をソーラーとし、傷、ひび、腐食等欠点があるものを使用してはならない。ゲートについてはゲート用の碍子も含むこととする。

- 2 材料は、別表に示した品質と同等品か、それ以上の材料を納品するものとする。
- 3 その他納品する材料の規格は別表に示すとおりとする。

(納品期限)

第4条 資材の納品期限は、平成24年11月9日（金）までとする。

(保証)

第5条 電気柵本体の故障が発覚した場合、メーカー保証に準じ早急に対応すること。

(その他)

第6条 その他特記仕様書に定めのない事項については、別途協議の上決定する。